

国土交通大臣政務官 松下新平 様

平成 25 年 7 月 26 日からの  
大雨災害に関する緊急要望書

一 関 市

平成 25 年 7 月 26 日からの大雨による災害により、当市は甚大な被害を受けたところであります。

ついては、次の事項について早急に対応するよう緊急に要望します。

## 記

### 1 治水対策の促進について

#### (1) 恒久的・抜本的な治水対策の実施について

① 今回の被災箇所のうち、整備計画を有する箇所については一層の事業進捗を図ること。また、今回の浸水被害の要因について、速やかに調査・検証を行い、河川、水路及び側溝等の計画の見直しが必要と考えられる箇所については、恒久的、抜本的な治水対策を講じること。

#### ② 東山町松川地区の治水対策について

- 1 砂鉄川堤防越流箇所の早期復旧及び一連区間の嵩上げ  
(砂鉄川西前橋上流右岸及び下流左岸)  
(砂鉄川十二木橋下流の県管理区間)

2 河川管理者による内水排水ポンプ及び排水施設の管理

③ 金流川、砂鉄川及び千厩川水系等の治水対策について  
(別紙参考資料 1 のとおり)

#### (2) 河川機能の回復及び維持について

今回の洪水で土砂や流木等が堆積し河床が上昇しており、さら

なる災害の危険性が高まっていることから、河川機能の早期回復を図ること。

また、長期にわたる土砂堆積や草木の繁茂による河川機能の低下が今回の水害の一因とも思慮されることから、土砂や草木の定期的な除去による河川機能の維持を図ること。

## 2 宅地や農地被害等の災害復旧に対する支援について

### (1) 激甚災害指定の要請

市内全域で発生した農地・農林施設災害は、8月2日現在で1,753箇所へのぼり、今後調査が進めば、「平成14年7月8日から同月12日までの間の豪雨及び暴風雨(台風6号)による災害」に匹敵する被害となることが見込まれている。

については、速やかな復旧を進めるため、激甚災害に指定すること。

### (2) 復旧に係る補助事業の創設

#### ① 宅地・私道

被災者の生活再建と負担軽減を図るため、被災者生活再建支援制度について、東日本大震災と同様に適用すること。

#### ② 農地・農業用施設

国庫補助災害復旧事業に該当しない小規模被災箇所の復旧を円滑に進めるため、補助事業を創設すること。

### (3) 人的支援の継続

復旧計画の策定や復旧工事のための設計など、今後も膨大な業務量が見込まれることから、農業土木及び土木技術職員等の継続的な派遣による指導、支援を行うこと。

## 3 道路側溝に堆積した土砂の処分について

市内の道路側溝は、放射性物質に汚染された土砂の除去ができないため、側溝の機能を十分に果たしていない状況にある。

このような中で、道路冠水等によりさらに土砂が堆積したことから道路側溝の機能が大きく損なわれており、今後さらなる災害の危険性が高まっている。

については、側溝機能を速やかに回復させるための方策について明示すること。

平成 25 年 8 月 3 日

一 関 市 長      勝   部                      修